

「自衛」内実よく考えて

安保法制を問う

京都大教授(法政思想連鎖史)

山室 信一さん(64)



多くの戦争は「自衛」を口実に始まっている。満州事変や盧溝橋事件は、自衛権を主張して宣戦布告なしに武力発動したものであった。米国のベトナム戦争やイラク戦争、旧ソ連のアフガン侵攻といった明らか

侵略戦争も「集団的自衛権」の名の下で行われた。安保法案が強調する「自衛」の内実をよく考える必要がある。

例えば、集団的自衛権の行使は「日本が存立危機事態に陥った時」に限定しているが、裏を返せば、米国の「自衛権」の正当性は不問にしている。侵略戦争や先制攻撃が原因で米國が攻撃を受けても、日本の存立危機という条件さえ満たせば参戦することになる。

やまむろ・しんいち
1951年熊本市生まれ。衆議院法制局参事、東北大助教授などを経て京都大人文科学研究所教授。

また、こうした判断は、政府のごく一部の人間だけで行うことになる。中谷元防衛大臣も認めているように特定秘密保護法によって軍事情報は伏せられるため、国会の事前承認は形式的なものならざるを得ない。

立法事実や立法趣旨の異なる法律を一括して審議するやり方も問題だ。本来は、立法の前提となる事実関係や目的について個別に検討していくべき。ところが今回、多くの血にバラバラの料理が盛りだくさんで、どこぞで食べていいか分からない状態になっている。

これでは仮に共有できる論点があっても、まともな議論にならない。

自衛隊法改正案だけでも、隊員による武器の不正使用、捕虜になった場合など検討すべき課題は多いのに、十分に詰め切れない。従って、このまま法律が成立すると、欠陥を補うために新たな法律を作る必要が出てくる。それは自民党の憲法改正草案が規定する国防軍や軍事審判所を必要とする、という主張につながるだろう。

そもそも、国会の論戦が法律論に集中し、安全保障政策の論議が欠けているのも残念だ。国連憲章が認める個別的、集団的自衛権は、あくまで「集団安全保障体制」の実現を前提としてい

るが、そのために日米同盟の強化だけが唯一の選択肢となるだろうか。「抑止力を高める」というが、せいぜい中国などの他の国に軍拡の口実を与えるだけではないか。

「平和のために軍事力で貢献する」「血を流さなければ平和構築できない」という考えは、もはや時代遅れだ。イラクやアフガンの例を見ても、武力による平和が実現しないのは明らかだ。日本は、紛争のどちらかの当事者に加担するのではなく、中立を示すことによって平和構築に貢献すべきではないか。こう言う「平和ボケ」と批判されるが、軍事力さえ持てば良いというのは「戦争ボケ」だ。

(聞き手・阿部秀俊)